歴史的景観の保全に関する景観政策の制度化に向けた環境整備業務 受託候補者選定実施要領

制定 平成29年3月29日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、歴史的景観の保全に関する景観政策の制度化に向けた環境整備業務について、景観形成の推進に関する業務受託候補者選定要綱(以下「要綱」という。)により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、3,500,000円とする。 ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受託希望者の募集)

- 第3条 受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 要綱第4条第3項に定める申込書は、平成29年3月30日(木)午前10時から平成29年4月10日(月)午後5時までに、歴史的景観の保全に関する景観政策の制度 化に向けた環境整備業務受託申込書(第1号様式)を京都市に提出するものとする。
 - (2) 要綱第4条第4項に定める提案書は、平成29年3月30日(木)午前10時から平成29年4月17日(月)午後5時までに、次に掲げる事項を記載した歴史的景観の保全に関する景観政策の制度化に向けた環境整備業務に関する提案書(第2号様式)(以下「提案書」という。)に、見積書を添え、提出するものとする。
 - ア 受託希望金額
 - イ 業務実績
 - ウ 業務を実施する場合の体制
 - エ 業務に関する提案
 - (3) 要綱第4条第5項に定める質問を行う場合は、平成29年3月30日(木)午前10 時から平成29年4月5日(水)午後5時までに、書面により行う。
 - (4) 要綱第4条第6項に定めるホームページでの公開は、平成29年4月7日(金)午前 10時までに行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

- 第4条 要綱第5条第5項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 都市計画局都市景観部長
 - (2) 都市計画局都市景観部景観政策課長
 - (3) 都市計画局都市景観部風致保全課長
 - (4) 都市計画局広告景観づくり推進室広告物審査課長
 - (5) 都市計画局都市景観部景観政策課担当課長 (歴史的景観保全担当)
 - (6) 都市計画局都市景観部景観政策課担当課長(都市デザイン担当)

2 受託候補者選定委員会は、構成員の過半数の出席をもって、成立するものとする。

(受託候補者の選定等)

- 第5条 要綱第5条第9項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第2号ア及びイに掲げる事項を評価する。
 - (2) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書及び要綱第5条第6項に 定めるヒアリングの内容に基づいて、第3条第2号ウ及びエに掲げる事項を評価する。
 - (3) 第1号及び第2号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点の平均点をもって充てる。
 - (4) 受託候補者選定委員会は,第1号及び第2号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を,受託候補者として選定する。ただし,得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には,受託候補者選定委員会において協議のうえ,1者を受託候補者として選定する。
 - (5) 受託希望者が1者の場合にあっては、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
 - (6) 受託候補者選定委員会は、第1号及び第2号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しない。

附則

(施行期日)

1 この実施要領は、決定の日から施行し、歴史的景観の保全に関する景観政策の制度化に向けた環境整備業務に関して適用する。